

岡山県生涯学習センター運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 岡山県生涯学習センター所長（以下「所長」という。）の諮問に応ずるため、岡山県生涯学習センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設ける。

(組織)

第2条 運営協議会は、15名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、生涯学習の関係者、教育関係者並びに学識経験のある者の中から、所長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長、副会長)

第4条 運営協議会に会長1名、副会長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、運営協議会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 運営協議会の会議は、会長が招集する。

2 運営協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(専門委員会)

第6条 運営協議会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 運営協議会の庶務は、岡山県生涯学習センターにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、運営協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附則

この規則は、平成24年4月24日から施行する。